



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

運送会社が独自に定めた割増賃金の算定方法に関する最高裁判例（R5. 3. 10）及び改正電気通信事業法（R5. 6. 16施行）のポイント（特に個人情報保護法関連）をご紹介します。

◇割増賃金（残業代）の支払に関する最高裁判例

労働基準法に定められた時間を超えて従業員が働いた場合には法律が定める割合以上の割増賃金（いわゆる残業代）を支払わなければならないことになっておりますが、労働基準法の解釈について、令和5年3月10日に最高裁が判断しました。

1. 事案の概要

従業員に月ごとの給与総額を定め、基本給及び基本歩合給を差し引いた金額を時間外手当として計上していたトラック運送業者が労基署より適正な労働時間の管理を行うよう指導されたことから、賃金体系を変更し、**基本給及び基本歩合給を減額方向に改め、毎月の労働時間に応じた時間外手当を支払うこととし、時間外手当の他に調整手当を加算支給する制度とした**。これにより、従業員ごとに支払われる給与総額は概ね変わらなかったが、毎月の調整手当によって給与が調整されるという状態になった。なお、賃金体系の変更については事前に従業員に説明され、特に異論が述べられなかった。

2. 最高裁の判断（要旨）

時間外手当と調整手当について、前者の額が定まることにより当然に後者の額が定まるという関係にあるから、**両者の分別は実質的意味がなく、割増賃金全体につき時間外労働に対する対価として支払われているかどうかを問題とすべきである**。本件の賃金体系の変更は実際の勤務状況に照らして想定し難い程度の長時間の時間外労働を見込んだ過大な割増賃金が支払われる賃金体系が導入されたことになるから、**通常の労働時間の賃金として支払われるべき部分をも相当程度含んでいると評価でき、法律上の割増賃金が支払われているかどうか更に原審において審理すべきである**。

3. コメント

給与制度の設計と適正な割増賃金の支払いは企業にとって悩ましい課題ですが、勤怠管理とともに日々取り組むべき課題であり、検討を重ねていく必要があるといえるでしょう。

*

◆電気通信事業法の改正

今般、電気通信事業法が改正され、令和5年6月16日より施行されます。その内容は多岐に亘りますが、本稿では、個人情報保護法との関係を取り上げます。

1. 電気通信事業法とは

同法は、電気通信事業を営む事業者の登録や、事業内容に対する規制等を定めています。今回の改正では、**利用者情報の外部送信に関する規制（いわゆるCookieの規制）が盛り込まれました**。

2. Cookieとは

Cookieとは、ネットユーザーがあるウェブサイトを閲覧した際に、閲覧の事実のほか、サイト上

における入力情報、閲覧環境等の情報が記録されるシステム（又はその情報自体）のことを指します。

このうち、**ウェブサイト運営者以外の第三者が収集するCookie（サードパーティーCookie）が、改正法によって新たに規制を受けることとなります**。

3. 個人情報保護法との関係

令和4年4月1日の個人情報保護法の改正により、「個人関連情報」に関する規制が導入されました。

「個人関連情報」とは、**生存する個人の情報のうち、次のいずれにも該当しないものを指します**。

① 個人情報

特定の個人を識別できる情報や、個人識別符号が含まれる情報

② 仮名個人情報

一定の措置を講じて外の情報と照合しない限り、特定の個人を識別できないよう、個人情報を加工して得られる情報。

③ 匿名加工情報

一定の措置を講じて特定の個人を識別することができないよう、個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたもの。

サードパーティーCookieは、生存する個人の情報には違いありませんが、それ自体によって個人を識別できず、また、情報に加工を加えているものでもありませんので、上記①～③のいずれにも該当しません。よって、個人関連情報に該当します。

個人情報保護法は、こうした情報について、提供先の第三者において、他の情報と照合することで個人を特定できる情報となることが想定される場合には、**原則として、情報の提供を受ける側が、予め本人の同意を得なければならないものと定めています**。また、**情報の提供側も、提供先が本人の同意を得ているかを確認する義務を負うとされています**。

今回、電気通信事業法は、こうした個人情報保護法に対応する形で改正されました。

弁護士友成、弁護士門屋

法務トピックス

フリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）が今国会（4月28日）で成立し、令和6年秋頃までに施行されます。フリーランス（企業等の組織に所属せず個人で仕事を請け負う）の取引を適正化して、安定的に働ける環境を整えることを目的とした法律で、**業務内容や報酬額の書面やメールで明示化、報酬の支払は業務提供を完了した日から60日以内、不当な業務内容の変更や報酬減額の禁止等**が定められています。フリーランスの保護が加速する一方で、発注者である企業側は**事務負担やリスクが増えることが考えられ、準備が肝要です**。詳細は続報として適宜お知らせ致します。